

行田市立西小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策に関する基本方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、いじめほどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれを対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止等のための対策と基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

ア いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。11月を強化月間とする。

○ 笑顔の運動

いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための児童会活動を推進する。

○ ありがとう運動

人や自然との関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に応えようとする心情を高める。

○ 道徳の日

毎月第3月曜日を自己肯定感を見つめる日として位置づけ、心のノートや彩の国の道徳を活用して豊かな心の育成に努める。

○ いじめゼロ集会

いじめゼロにするための行動宣言を行う。

イ 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

○ 一人一人が活躍できる学習活動

健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は、学習を支える生活基盤となるものであるという立場に立ち、教育活動を推進する。

- ・児童が主体的に取り組める学習活動の工夫
 - ・ふれあい活動での異学年交流の充実
 - ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
 - 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成
年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。
 - 人とつながる喜びを味わう体験活動
友達とわかり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性の育成に資する体験活動の推進を行う。
- ウ インターネットを通じて行われるいじめへの対応を推進する。
- ネットモラルの啓発
児童及び保護者が、発信された情報の拡散性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように啓発活動を行う。

② いじめの早期発見のための措置

- ア いじめ防止等のための対策に従事する教職員の資質向上
- いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する資質の向上に努める。
(彩の国生徒指導ハンドブック「New Is」の活用)
- イ いじめの調査等
- 学校生活に関するアンケートを年に3回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
 - 学級集団アセスメント (hyper-QU) を4・5・6年で実施し、よりよい学校生活と友達づくりのためのアドバイスをを行う。
- ウ いじめ相談体制
- 児童及び保護者がいじめに係る相談ができるように、教育相談日を設ける。

③ 家庭・地域・関係団体等との連携

- ア 保護者のいじめ早期発見・対応を支援する。
- 保護者のいじめに対する意識、理解を深め、家庭におけるいじめを発見する力と対応する能力を高めるため、保護者向けの啓発資料を配付する。
 - スクールソーシャルワーカーと連携を図り、いじめの背景にある家庭環境等の問題について福祉的支援の技術を基礎に、問題解決に向けた支援を行う。

イ 関係団体とのこれまでの連携を更に推進する。

- 地区懇談会や持田地区青少年育成会議で、地域活動の中でいじめの兆候を発見した場合に、学校に速やかに連絡するなどの情報提供が行われるように依頼する。

(2) いじめ防止等に関する措置

① いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導委員会」を設置する。

<構成員>

管理職 主幹教諭 生徒指導主任 学年主任 教育心理相談主任
養護教諭 特別支援教育コーディネーター 生徒指導部員 当該学級担任

<活動>

- ・いじめの早期発見に関すること
- ・いじめ防止に関すること
- ・いじめ事案に対する対応に関すること
- ・いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめ問題に関する児童の理解を深めること

<開催>

月1回を定例会とし、全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換及び共通行動について、話し合ったあとに開催する。いじめ事案発生時は、緊急開催とする。

② いじめに対する措置

- いじめに関わる相談を受けた場合は、速やかに事実の確認を行う。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その発生を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童への指導、その保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置をとる。
- いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に関わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- いじめは指導や謝罪をもって解決とせず、以下の要件が満たされて解決とする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断するものとする。
 - (1) 被害児童に対する心理的・物理的ないじめが止んでいる状態が少なくとも3ヶ月続いていること。
 - (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

3 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事案が発生した旨を行田市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 行田市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係やその他の必要な情報を適切に提供する。

4 学校評価における留意事項

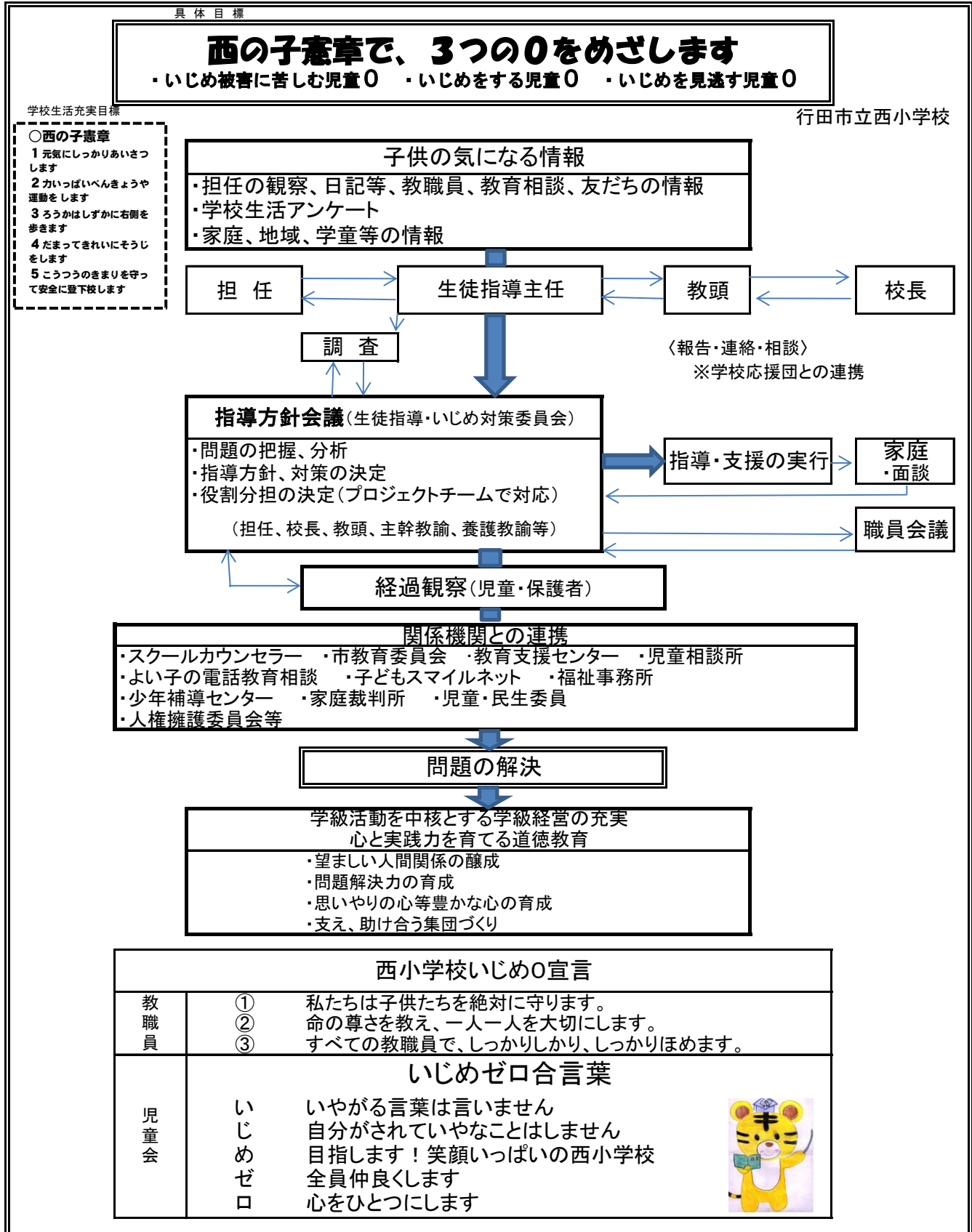
いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、年間の取り組みをPDCAサイクルにより検証し、基本方針の見直しができるよう、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に事項の取り組みを評価する。

- (1) いじめの早期発見に関わる取組に関すること
- (2) いじめの再発防止するための取組に関すること

行田市立西小学校

いじめ防止基本方針

いじめ問題へ向けての校内組織



I いじめ未然防止のための取組

○学校生活の充実こそが、いじめ防止最善策である。また、どの子、どの学級、どの場面でもいじめは起こりうるとの立場に立ち、以下の方策に取り組む。

- 1 わかる授業づくり
- 2 学習規律の徹底
- 3 学級集団づくり
- 4 社会体験・自然体験・交流体験の充実（ありがとう運動）
- 5 人権学習の推進
- 6 児童会活動の充実（笑顔の運動）
- 7 学級活動、道徳を両輪とする道徳教育の推進（道徳の日）

V 「重大事態」の対応について

○重大事態とは、いじめにより以下の状況になったことである。

- (1) 児童の生命・身体又は財産に入内な被害が生じる。
- (2) 被害児童が相当の期間（30日）学校を欠席する。

- 1 重大事態が発生した旨を、行田市教育委員会に速やかに報告する。
- 2 行田市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 3 事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 被害児童、保護者に対し、事実関係、そのほかの必要な情報を適切に提供する。

II いじめ早期発見への取組

○早期発見・早期対応がいじめ撲滅へのカギである。本校は、全職員が児童のささやかな変化に気づき、情報を共有し、速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

- 1 朝・帰りの会や授業中の観察
- 2 個人面談の実施
- 3 学級集団アセスメントの実施
- 4 学校生活アンケートの定期実施
- 5 校内いじめ防止委員会の開催
- 6 早期発見情報共有ネットワークづくり

行田市立西小学校



いじめ防止基本方針

・いじめ被害に苦しむ児童 0 ・いじめをする児童 0 ・いじめを見逃す児童 0

西の子憲章で3つの0をめざします！

（学校生活充実目標）

行田市立西小学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、児童が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために策定するものである。

IV いじめ問題に向けての校内組織

○いじめ防止等の対策を実効的に行うため、本校ではいじめ防止対策委員会を設置する。

- 1 構成員
管理職、主幹教諭、生徒指導主任、生徒指導部長、学年主任、教育心理相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、当該学級担任等から実情に当てられる柔軟な組織とする。
- 2 活動内容
いじめ防止に関すること、並びに家庭や地域、関係機関との連携
- 3 開催
月1回開催、事案発生時は緊急で開催

II いじめ早期解決への取組

○「即今着手、一気呵成」の姿勢で発見したいじめには組織として対応していく。校長のリーダーシップのもと「いじめ防止対策委員会」（生徒指導委員会）が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題解決まで行う。

- 1 いじめ発見時には、直ちに、被害児童の安全を確保するとともに校長に報告する。
- 2 校長は報告を受けた場合、いじめ防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取りを行い、その後の対応方針を決定する。

- 3 いじめられた児童のケアは、養護教諭や相談員、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- 4 いじめ確認後、該当保護者に事実関係を伝え、家庭と連携を密に図り解決にあたる。
- 5 校長は、必要と判断した場合、保護者と連携を図りながら、一定期間別室等において学習を行わせる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための措置を取る。
- 6 校長は、いじめを行っている児童に教育上必要と認められるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、該当児童に対して懲戒を加える。
- 7 いじめの問題への対応は、いじめ問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成を目指した者とする。

VI インターネットを通じて行われる

いじめ対策

○本校では、自分もよくてみんなもよい理念に基づき、児童のインターネット上のいじめを防止するため、情報モラルの徹底を図る。

- 1 情報セキュリティー講習会の実施
- 2 保護者対象の講習会の実施

VII いじめ防止対策の評価と改善

○PDCAサイクルを活用し検証する。

よりよい人間関係づくり等の実践
1, 2学期に実施

「学級集団アセスメント」「学校生活アンケート」等による自己・相互評価

「いじめ防止対策委員会」による見直し、改善

「いじめなし宣言」の策定
(いじめゼロ集会の実施)

VII 年間指導計画・評価計画

○本校のいじめ防止基本方針に基づき、全教職員が何時、何処で、何を、どうすればよいか、そして、どのような効果があげられるかが理解できるものとした。

月	活動・指導内容	※PDCAサイクル
4	<ul style="list-style-type: none"> 縦割り遊び 生活目標 西小のやくそく 	※「学校いじめ防止基本方針」年度当初職員会議にて確認 ・小中連携：学校だより交換<毎月> ・生徒指導委員会
5	<ul style="list-style-type: none"> 縦割り遊び 代表委員会にて西小1年間のめあての設定 運動会<3色対抗種目、集団行動> 	※「学校いじめ防止基本方針」 P総会、学校運営協議会確認 ・生徒指導委員会
6	<ul style="list-style-type: none"> 縦割り遊び いじめゼロ集会 「規律ある態度」自己評価 人権作文・標語・ポスター 	・あいさつ運動 西の子月間 ・生徒指導委員会
7	<ul style="list-style-type: none"> 縦割り遊び 生活アンケート 着衣水泳 いじめ防止のための取組みの点検<毎学期> 夏季休業の過ごし方 	※学校いじめ防止基本方針」1学期評価・改善検討 ・生徒指導委員会
8	<ul style="list-style-type: none"> サマースクール（国・算） 小中連携：小中教職員合同研修会 親子清掃奉仕活動（PTA） 	・生徒指導委員会・研修会
9	<ul style="list-style-type: none"> 縦割り遊び ネットモラル教室 防犯教室 	・生徒指導委員会
10	<ul style="list-style-type: none"> 縦割り遊び 西の子まつり<感謝の会・縦割り班でコーナー遊び> あいさつ運動 薬物乱用防止教室、喫煙防止教室 「規律ある態度」自己評価 	西の子月間 ・生徒指導委員会
11	<ul style="list-style-type: none"> 縦割り遊び 埼玉県いじめ防止強化月間「児童会いじめ撲滅宣言」 	※学校いじめ防止基本方針」2学期評価・改善検討 ・生徒指導委員会 ・個別面談日
12	<ul style="list-style-type: none"> 縦割り遊び いじめ防止のための取組みの点検<毎学期> 生活アンケート 冬季休業の過ごし方 	・生徒指導委員会
1	<ul style="list-style-type: none"> 縦割り遊び 	・生徒指導委員会
2	<ul style="list-style-type: none"> 縦割り遊び あいさつ運動 「規律ある態度」自己評価 小中連携：中学校授業体験・入学説明会（6年生対象） 	西の子月間 ※学校いじめ防止基本方針」年間評価・改善検討 ・生徒指導委員会
3	<ul style="list-style-type: none"> 縦割り遊び 小中連携：生徒指導懇談会 春季休業の過ごし方 いじめ防止のための取組みの点検<毎学期> 	 ・生徒指導委員会